

会 議 記 録

会議名称		第 9 回 杉 並 区 環 境 清 掃 審 議 会
日 時		平成 1 7 年 1 1 月 8 日 (火) 午前 9 時 1 6 分～午前 1 1 時 1 6 分
場 所		区役所 中棟 6 階 第 4 会 議 室
出席者	委員名	丸田会長、安田委員、山崎委員、島田委員、松原委員、岸委員、柳澤委員、井口委員、山名委員、岩島委員、秋田委員、山室委員、芳村委員、井上委員、小池委員、花形委員、田澤委員、奥委員、尾崎委員、境原委員 (20名)
	区 側	環境清掃部長、環境課長、環境調査担当係長、環境清掃部副参事、清掃管理課長、管理係長、ごみ減量担当係長、杉並清掃事務所長、方南支所担当課長、都市計画課長、緑化担当課長、建築課長、生活経済課長
傍聴者数		0 名
配付資料等	事 前	第 8 回 会 議 録 (案) 杉並区アスベスト飛散防止に関する指導要綱の制定について 「環境博覧会すぎなみ2005」の開催結果について 「第 2 回すぎなみ環境賞」受賞者の結果について 一定規模以上の開発事業等の報告（建築物の建設）について 一定規模以上の開発事業等の報告（緑化計画）について 「みどりの条例」の改正に向けた区民等の意見提出手続きの実施について 平成17年度杉並区個別外部監査報告書「ごみ収集事業」について
	当 日	レジ袋削減運動について 一定規模以上の開発事業等の報告（駐車場の建設）について 一般大気中のアスベスト濃度の測定結果について みどりとひと
会議次第		第 9 回 環 境 審 議 会 (1) 会長あいさつ (2) 第 8 回 会 議 録 の 確 認 (3) 議 題 ①杉並区アスベスト飛散防止に関する指導要綱の策定について ②一般大気中のアスベスト濃度の測定結果について ③「環境博覧会すぎなみ 2005」の開催結果について ④「第 2 回すぎなみ環境賞」受賞者の結果について ⑤一定規模以上の開発に関する報告について ○延床面積 1 万㎡以上の建築物の建設（1 件） ○敷地面積 3 千㎡以上の建築物の建設に伴う緑化計画（3 件） ○指定作業場（駐車場）の建設届出（1 件） ⑥「みどりの条例」の改正に向けた区民等の意見提出手続きの実施について ⑦平成 17 年度杉並区個別外部監査報告書「ごみ収集事業」について ⑧レジ袋削減運動について (4) 次回の日程

主要な発言
および
会議の内容

- 1 第8回審議会会議録の確認
 - ・ 26 ページ上から8行目の数字 1,55.27 m²を 1,555.27 m²に訂正
- 2 杉並区アスベスト飛散防止に関する指導要綱の策定について
 - ・ 床面積、吹き付け面積にかかわらずというようなことが書いてあるが、現在、国や都の仕組みはどうなっているのか。近隣住民に説明を行うが、これからの区としての取り組みはどのようになるのか。
- 3 一般大気中のアスベスト濃度の測定結果について
 - ・ 説明をうけた。
- 4 「環境博覧会すぎなみ 2005」の開催結果について
 - ・ 今年の模擬店に業者を入れた意図は。環境博覧会なので使い捨て容器をやめようと宣伝しながら、業者が平然と使っているという矛盾を感じた。
 - ・ イベントをステージで行う場合の音響について他のブースへの配慮をして欲しい。
- 5 「第2回すぎなみ環境賞」受賞者の結果について
 - ・ 薄着賞、厚着賞のターゲットが絞られていないように感じるが。
 - ・ 昨年は受賞の見本が審議会場に展示されていたので、今年も展示したほうがよかったなど思った。
- 6 一定規模以上の開発等に関する報告について
 - ・ 敷地面積、建築面積と基準緑地面積との関連がよくわからない。
- 7 「みどりの条例」の改正に向けた区民等の意見手続きの実施について
 - ・ 過去4回の改正があったが今回の改正の位置づけは。
 - ・ 第2章の削除はどういったものが削除されたのか。
 - ・ 都市計画との接点で緑地保全を考え、今後の検討をしてもらいたい。
- 8 平成17年度杉並区個別外部監査報告書「ごみ収集事業」について
 - ・ 報告書の用語「雇上」についての説明と一部事務組合負担金は区の人口割りで出しているという理解でいいのか。
 - ・ 外部監査はどういう方がやったのか、専門の方がおられるのか教えていただきたい。
 - ・ 外部監査をやるのであれば区民の意見の反映が必要ではないのか。
 - ・ 検討会からの最終報告が出たあと、具体的にどういう日程でどういう仕組みで取り組まれていくのか、教えていただきたい。
- 9 レジ袋削減運動について
 - ・ 視察した4カ国では一般家庭ごみの有料化は実施されているのか。
- 10 次回の日程
 - ・ 次回の日程は18年1月24日（火）午前10時から

第9回環境清掃審議会発言要旨 平成17年11月8日(火)	
発言者	発言要旨
環境課長	<p>委員の皆様には早朝からお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。私、事務局を務めさせていただきます環境課長の皆川でございます。</p> <p>これから環境清掃審議会の開催になりますけれども、その前に本日の委員の皆様の出席状況のご報告と資料の確認をさせていただきたいと存じます。</p> <p>欠席のご連絡につきましては、栗山委員、萩原委員からいただいております。</p> <p>なお、本日、山名委員と井上委員が若干遅れているようでございますけれども、定足数は過半数ですので、本日の会議は有効に成立するものでございます。</p> <p>次に資料の確認です。まず、事前にお送りしたものですけれども、ちょっと確認で読み上げます。8点ございます。</p> <p>1つが「第8回審議会会議録」。</p> <p>それから「杉並区アスベスト飛散防止に関する指導要綱の制定について」。</p> <p>3点目が「『環境博覧会すぎなみ2005』の開催結果について」。</p> <p>4点目が「『第2回すぎなみ環境賞』受賞者の結果について」。</p> <p>5点目が「一定規模以上の開発事業等の報告(建築物の建設)について」。</p> <p>6点目が「一定規模以上の開発事業等の報告(緑化計画)について」。これは3件でございます。</p> <p>7番目が「『みどりの条例』の改正に向けた区民等の意見提出手続きの実施について」。</p> <p>最後の8番目が「平成17年度杉並区個別外部監査報告書『ごみ収集事業』について」でございます。</p> <p>それから本日、席上配付が4点ございます。</p> <p>1つ目が「レジ袋削減運動について」。</p> <p>もう一つが「一定規模以上の開発事業等の報告(駐車場の建設)について」。</p> <p>3点目が「一般大気中のアスベスト濃度の測定結果について」。</p> <p>4点目が「みどりとひと」。みどりの新聞。</p> <p>以上でございます。</p> <p>もし、お手元にございませぬようでしたら、お知らせいただければと存じます。</p>
副会長 環境課長	<p>すみません。送ってきたものを忘れてきて。</p> <p>次に説明員でございますけれども、本日、レジ袋削減運動についての報告で、井山生活経済課長が出席しておりますので、よろしく願い申し上げます。</p> <p>なお、本日、このあと都市環境委員会が控えてございますので、大変申しわけございませんが、11時から11時15分ぐらいをめぐりにご審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
会 長	<p>それでは、会長、よろしく願いいたします。</p> <p>おはようございます。朝早くからどうもありがとうございます。</p> <p>今、事務局のほうからご挨拶がございましたように、あとの時間のほうで控えていらっしゃる方がいらっやいまして、11時15分まで、2時間でございますが、前倒し</p>

<p>K委員</p> <p>会 長</p> <p>環境課長</p> <p>会 長</p>	<p>でまた朝早くから集まっていたいただきました。ありがとうございます。どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>では、最初に第8回の審議会会議録(案)の確認ということでございますが、前もって送付され、また会議録の訂正票というのも今回から配られているようでございますが、何かご意見等ございますでしょうか。</p> <p>26ページのところ、簡単なミスですけれども、上から6行目、建築面積のところ、これをご修正いただきたいと思います。</p> <p>この点、よろしゅうございますか。</p> <p>確認させていただきます。ありがとうございます。</p> <p>ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。</p> <p>では、ただいまの点、確認させていただいて、そのあと「(案)」を取らせていただくということで、よろしゅうございますか。ありがとうございます。</p> <p>では、3の議題に進みます。</p> <p>短時間でございますが、また本日、追加であるというようなことも承ったりして、盛りだくさんなものになってきております。したがって、同類項といえますか、同じような内容であるものについては、一緒に説明をお聞きして、それで一緒にまたご討議いただくというふうな形をとらせていただきたいと思います。よろしくご協力のほどをお願いいたします。</p> <p>まず、議題1の「杉並区アスベスト飛散防止に関する指導要綱の策定について」、2番目が「一般大気中のアスベスト濃度の測定結果について」、この2点を一括してご説明、また、ご審議をお願いしたいと思います。</p> <p>環境課長、お願いします。</p>
<p>環境課長</p>	<p>まず、1点目の杉並区アスベスト飛散防止に関する指導要綱でございますけれども、「(案)の概要について」で、お送りしているかと思っておりますけれども、ここは指導要綱の制定について報告しますということで、若干内部での検討が進みましたので、そういう形でご報告申し上げます。</p> <p>申しわけございませんけれども、1文字修正をお願いしたいと思います。</p> <p>(3)の③の3行目に「7日前まで」と記載してございますけれども、これは「5日前まで」に修正をお願いいたします。</p> <p>それでは、ご説明申し上げます。</p> <p>まず、要綱の趣旨でございますけれども、現在、アスベストにつきましては、大気汚染防止法や東京都の環境確保条例による規制が行われております。ただ、これらの規制は対象とする建築物、解体工事の規模、あるいはアスベストの資材等が限定されておまして、アスベスト対策としては必ずしも十分とはいえない状況でございます。今、国は大気汚染防止法の改正を2月を目途に検討しているところでございます。</p> <p>そこで杉並区では国の規制強化に先駆けまして、現行法規では対象としていない解体工事やアスベストに対しても発注者等がとるべき措置や区の責務などを定めまして、区民の健康と安全な生活環境を確保するため、杉並区アスベスト飛散防止に関する指導要綱を制定するものでございます。</p>

<p>会 長</p>	<p>主な内容でございます。</p> <p>1 点目、対象でございますけれども、床面積、吹付け面積等にかかわらずというのが1つでございます。それから吹付けアスベスト等のほかにアスベスト含有成形板も含めました。</p> <p>2 番目、区長の責務ですけれども、解体等工事が適正に行われるよう、発注者等に対して適切な措置を講ずるよう指導するものでございます。</p> <p>3 番目、発注者等の責務ですけれども、建築物におけるアスベストの有無についての事前調査を行うことが1点でございます。</p> <p>2 点目が、事前調査結果、アスベストがあるという場合には、工事の内容だとか飛散防止対策等について、工事開始の7日前までに近隣の方から見やすい場所に標識を立てていただいて表示を行うというものです。</p> <p>3 点目が、吹付け面積等の大小を問わず、吹付けアスベストが使用されていることを確認した発注者等は、解体工事実施14日前までに工事計画書を区へ届け出るというものでございます。それから5日前までに近隣住民に説明を行っていただく。</p> <p>4 点目が、アスベストの飛散を防止するとともに、監視を行い、生活環境に障害を及ぼさないようにしていただくということでございます。</p> <p>それから発注者の責務ですけれども、1 点目、発注者は建築物等における吹付けアスベストやアスベスト含有成形板等の使用の有無に関する情報の提供に努めること。これは工事施行者に対して情報の提供に努めるという意味でございます。</p> <p>2 点目、発注者は、施工方法、工期等について、遵守事項に従うことを妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮することといった内容になってございます。</p> <p>施行予定日でございますけれども、今、11月15日を予定しているものでございます。なお、近々に住宅やマンションのアスベスト調査費用の助成についても実施する予定で検討しているものでございます。</p> <p>これについては以上でございます。</p> <p>続きまして、一般大気中のアスベスト濃度測定結果について、きょう、机上にお配りした資料でございますけれども、そちらでご説明申し上げます。</p> <p>9月29日に区内の3地点で一般大気中のアスベスト濃度の測定をいたしました。ここに記載してありますとおり、アスベスト濃度につきましては、科学館と高井戸駅前事務所の宮前分室、それから郷土博物館、この3カ所で測定してございます。科学館が0.1、それ以外は0.1未満という結果でございます。0.1未満というのは、検出限界以下であったということでございます。</p> <p>検査方法ですけれども、空気を4時間吸引いたしまして、ろ紙に採取したアスベスト繊維の本数を顕微鏡を使って数えて、それを吸い込んだ空気の量で割って求めるというものでございます。参考としまして都内の状況についての結果を下に記載してございます。昭和60年から平成12年までの都内の結果が記載してございます。こういった値と比較しましても低い値となっているものでございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
------------	---

T委員	<p>では、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。</p> <p>2の(1)で、床面積、吹付け面積にかかわらずというようなことが、ここに書いてございますけれども、現在、国や都の仕組みとしてはどういうふうになっているかということが1つと、それから(3)の発注者等の責務のところ、③で近隣住民に説明を行うことというふうに書かれてございますけれども、この場合に説明を受けた住民はどうすればいいのかというふうな、その辺についてはこれから区としてどういうふうに取り組んでいらっしゃるのか、仕組み以外のソフトの面でどうなさるのかということ伺いたしたいと思います。</p> <p>それから(4)の①の最後のところに、情報提供を工事発注者は努めるというふうに書いてございますけれども、これは具体的にはどういうところについて情報提供をするのか、だれに対してどういう形であるのか、努めることと配慮することというのは、努力義務というのは基本的にはなかなか守られないという傾向がございますけれども、この辺についてどうお考えになっていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。</p>
環境課長	<p>まず、1点目の2の(1)ですか、床面積、吹付け面積等にかかわらずということで、今の国のほうは大気汚染防止法というものがございまして、これにつきましては床面積500㎡以上かつ吹き付け面積50㎡以上という規定がございます。それから都内の場合には全国的にもかなり厳しい条例がございまして、環境確保条例という条例がございまして、それにつきましては吹付け面積15㎡以上、または床面積500㎡以上ということになっていきますので、どちらかの条件であれば区に届出をするということになってございます。ですから、現行、都内の場合ですと、少なくとも一番小さいので15㎡ということになるわけです。今回の要綱についてはそれより小さいものについても対象にするという考え方でございます。</p> <p>それから2点目の説明を行う、その仕組みでございまして、これは具体的にどういった形で説明するかについては、実施細目を定めまして、その中に一応規定させていただいてございます。建築物の高さに等しい水平距離の範囲内に居住する方ということで、基本的にはかなり規模が小さいですから、そういった近隣の隣り合う方々にご説明をしていただくということで、規模の大きいものにつきましては、例えば床面積が500平米以上であれば説明会等の方法で実施していただくということでございます。これは何か制限するものではございませんので、よく近隣の方の意見を聞いていただいて要望を取り入れていただきたいと、そういった趣旨でございます。</p> <p>それから3点目の(4)番の①の発注者の情報の提供先ですけれども、ここで発注者と書いているのは基本的には建物のオーナーでございまして、所有者でございまして、請負業者がおりますので、工事の請負業者に対してそういった情報を提供するという意味でございまして。</p>
会 長	<p>では、ほかの方、ございましたら、お願いします。よろしゅうございますか。</p> <p>では、ご意見がございませんようですので、この件についてはここまでにいたしまして、次に進みたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>では、3番目が「『環境博覧会すぎなみ2005』の開催結果について」。4番目が「『第</p>

<p>環境清掃部 副参事</p>	<p>2回すぎなみ環境賞』受賞者の結果について」でございます。環境博覧会関係でございまして、3番目につきましては環境都市推進担当副参事、4番目が清掃管理課長からご説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、環境都市推進担当副参事のほうから説明させていただきます。</p> <p>申しわけございません、座ったままで説明させていただきます。</p> <p>資料でございますように、「環境博覧会すぎなみ2005」の開催結果でございます。</p> <p>開催日時は平成17年10月15日、16日の、土曜日、日曜日の午前10時から午後4時まででございます。会場は例年どおり区立高井戸地域区民センター及びセンター前ひろばで行ってございます。</p> <p>共催事業につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>後援は東京都。</p> <p>テーマは「みんなでつくる環境世紀」でございます。これも例年どおりでございます。</p> <p>6番目の来場者数ですけれども、10月15日、土曜日が6,873名、そして16日、日曜日が7,848名でございました。合計が1万4,721名。前年度と比べまして約7%減の、前年度が1万5,818名の括弧書きでございますけれども、若干減ってございます。</p> <p>そして共催事業のほうの実績ですけれども、杉並清掃工場環境フェア2005、こちらはやはり2,250名、昨年度が4,000名でございました。</p> <p>第11回かんきょうアイデア展、これは昨年度までは「リサイクルアイデア展」というような名称で行っていましたが、こちらのほうも今年度は775名、昨年度1,300名ということで減ってございます。こちらのほうは雨天等の関係があったというふうに推測しています。</p> <p>7番目の出展・協力団体につきましては、128団体、こちらも昨年度より若干減ってございます。</p> <p>私のほうからは以上でございます。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>それでは、続きまして「第2回すぎなみ環境賞」の受賞者の結果について報告いたします。</p> <p>第1点目の目的でございますが、記載のように、環境配慮行動の普及を図るため、昨年度からスタートいたしましたが、今年度は昨年度に引き続き過剰包装の抑制を1つのテーマに掲げております。</p> <p>賞の構成ですが、昨年度のものを少し見直しを行いまして、記載の4つの賞、今年度はダイエット賞を新たに設けております。</p> <p>3の選考方法ですが、記載の区民投票の結果と選考委員会より選考してございます。この間にいただいた投票総数は1,275票でございました。</p> <p>4の結果ですが、環境にやさしいで賞は、区民部門グランプリは、おもちゃの修理、再使用を通じて、子どもたちに物を大切にする心を育む活動を続けている「杉並おもちゃドクターズ」、それから事業者部門は商店街で環境的な取り組みとしてオリジナルのエコカップや、七夕祭りの七夕を飾る竹の廃棄になったもので竹炭の製作などを行っている阿佐谷商店街振興組合。</p>

<p>会長</p> <p>V委員</p>	<p>それから(2)の薄着賞でございますが、グランプリはスーパーでの野菜・魚類のバラ売り、それから準グランプリは各商品の詰め替えパック等で、それぞれごみの発生抑制の活動でございます。</p> <p>(3)の厚着賞は、過大な段ボールを使った通信販売。これは実際の商品に対して極端に大きな段ボールを利用したものに対しての賞となっております、グランプリでございます。</p> <p>それから準グランプリはファーストフード店の使い捨て容器。例えばマクドナルドなどの店舗によっては、店内で食べるものであってもすべて使い捨て容器を使っている場合などがございまして、こういった点を評価しております。</p> <p>それから特別賞は木箱入りの贈答品。これはかなり大きな木箱の中に、さらに小分け入りのパッケージなどを入れたものが受賞いたしました。</p> <p>(4)はダイエット賞でございますが、昨年、厚着賞であったパソコンなどのソフトウェアパッケージの中。これは中のCDやマニュアルよりもかなり大きな箱で売っているわけでございますが、その後、改善がございまして、大体体積で5分の1ぐらいの箱にしたということで、ソースネクストさんのスリム化の取り組みということですね。それからインターネットでダウンロード販売などもしているということで評価されて、10月16日の受賞式のときも受賞にお見えになりました。</p> <p>以上が賞の概要でございますが、5の今後の予定としては、11日に区の広報やホームページで結果をお知らせしまして、12月からは事業者への改善依頼やパンフレットでお知らせをしていく予定でございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>わかりました。</p> <p>では、環境博覧会関係で、ご質問、ご意見がございましたら、よろしく願いいたします。</p> <p>私は毎年、所属しているNPO、杉並環境ネットワークで、ディッシュリユースシステムといいまして、紙容器等、使い捨て容器を全然使わないで、学校給食からもらい受けた食器類を使って、それで模擬店で食べた方は自分で洗ってそれで返してリユースをするという、使い回しをするという、そういう環境事業をやっております。</p> <p>そのディッシュリユースシステムを行いますと、驚くべきことに……。人手はもちろんかかりますよね。だから、手づくりリサイクルというイメージですけれども、人手がたくさんかかってやるんですけれども、驚くべきことは、ああいう催しものをする、普通はどんなイベントでも、使い捨ての紙コップとか紙皿とか、使い捨て容器でブクブカのごみ袋が大量に出ますよね。それが一切出ないわけですから。驚くべきことに、45リットルの一般のごみ袋の5分の1ぐらいの量しか出ないんですよ。それを見ると感激するんです。</p> <p>今年は私は1日目しか参加できなかったんですけども、1日目と2日目を見ましても、来場者数が減っていますね。去年は1万5,000台だったのが今年1万4,000台。昨年までは出される模擬店が大体5店ぐらいで、各PTAさんとか、あと婦人会の方とか、そういう素人さんの方々の模擬店しか許可しないで、そういう方に我々のディッ</p>
----------------------	---

<p>環境清掃部 副参事</p>	<p>シュリユースシステムを守っていただいて、先ほど言ったような結果になったんですけども、今年は話に聞いたところによりますと、実行委員会でそういう話になったそうですけれども、例年よりか入場者をちょっとふやそうと。</p> <p>前にも聞いたことがありますけれども、区のほうとして一応目標としては2万人としているそうですよね。そういうこともあるんだと思いますけれども、来場者をもう少しふやそうという意図で、素人さんだけじゃなくて、今年は7店舗模擬店が出ました。そのうちの5店舗ぐらいは玄人さんが、ホットドックとかを車で持ってくる業者さんとか、あるいはほかのテントでやっている方もありますけれども、そういうふうにはガラリと変えたわけです。どうして変えたのかと僕が聞いたら、実行委員会で、先ほど申しましたような意図で、少しお客さんをふやすために、もう少し模擬店のバラエティをふやして魅力ある模擬店にして、それでひきつけようということだったそうですよね。</p> <p>それで見てみると、玄人さんの模擬店は特にそうなんですけれども、例年と違って我々のディッシュリユースに完全に組み込まれないで、自分らでプラスチックの容器に焼きそばを入れて持ち帰らせたり、あるいは紙コップとか紙皿を使ったり割り箸を使ったりしていて、2カ所ぐらいに今までない使い捨て容器のごみ袋がかなりたくさん出ていたんですね。私どもがディッシュリユースをやって、環境博覧会だからということで使い捨て容器をやめようということを一方で宣伝しながら、それに参加している事業者さんがそういう使い捨て容器を平然と使っているという、例年のない矛盾感を感じました。</p> <p>ですから、実行委員会でどうしてそんなことが決まったのか。業者を入れて、そういう使い捨て容器とか何か、そこら辺の使用について今までと違う形にしたのかと。そういう意図だったんだそうですから、来場者がふえていけば、百歩譲って、まあ、しょうがないなと思いますよね。しかし、先ほどもありましたように、雨天の天候というのが大きな原因かとも思いますけれども、それだけじゃなくて、先ほどから言ってるように、魅力ある模擬店を業者さんに入ってもらってたくさん入れたにもかかわらず、来場者数は意図どおりにふえていないと。</p> <p>ですから、そこら辺、どういういきさつで今年は業者さんの模擬店を入れるようにしたのかと。その意図は来場者を増加させるためだったと。それについて実態はふえていないので、そこを区としてはどう考えるか。ちょっと長くなりましたけれども、以上の点をご説明願いたいなと思います。</p> <p>いきさつにつきましては、今、委員がご指摘のとおり、実行委員会のほうで話し合われて、今年度はもう少し楽しんでいただきたいということを1つ売りとして考えまして、そういった玄人というか、違った形のメニューも、豊富なものを入れたいということで入れさせていただきました。</p> <p>ですから、楽しんでいただくことが1つの大きな目的ですけれども、今後につきましては、実行委員会がこれからまた開かれますので、今回、持ち帰りのみをディッシュリユースしませんでしたけれども、そういったことにつきましても検証しまして、次年度どうやっていくかというのをまた実行委員会で十分議論していきたいと考えてご</p>
----------------------	---

<p>会 長 V委員 会 長 M委員</p>	<p>ざいます。</p> <p>よろしゅうございますか。</p> <p>はい。ありがとうございました。</p> <p>では、実行委員会のほうでご検討のほど、よろしく申し上げます。</p> <p>ほかにございましたら。</p> <p>実行委員会のほうに同じように次回のためのお願いということでもよろしいでしょうか。</p> <p>やはり多くの方に来ていただくということで計画されたと思うんですが、ステージでいろいろあった中で環境を守るヒーローが活躍するという劇のようなのがあったんですけども、ほかの音楽とか何かもいろいろされていたんですが、ちょっとその環境ヒーローのは余りに音響が大きくて、いろんなブースでせっかく活動報告をしているのができないような状況で、何回かお願いに行ってるグループがあったんですが、やはり別の団体でやっているものなのでちょっと我慢してくださいという以上にはうまく話がいかなかったようなので、そういうことも企画段階で、やはりブースで説明をしているということにちゃんとバランスをとってできるような工夫を次回は入れていただきたいと思いました。</p> <p>結局、説明を聞く人は、そのイベントが終わってからもう1回来るといようなことはなかなかできなくて、1回通ったら、もうそのときが1回のチャンスだと思いますので、やはり音量の問題とか中身の企画とかをもう少し工夫を、事前にやってくださる劇団にも趣旨をちゃんと伝えていただけたらと思いました。</p>
<p>環境清掃部 副参事 会 長</p>	<p>次回は十分配慮していきたいと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>ほかにございますか。</p>
<p>T委員</p>	<p>受賞者の結果のほうについてもよろしいでしょうか。</p> <p>私も初日にずっと見させていただきまして、いろいろバラエティに富んで楽しいというところは多分達成していたんじゃないかなというふうに、去年と今年しか見ていませんけれども、そんな感じがいたしました。</p> <p>先ほど、ダイエット賞のお話をございまして、これはとても企画としてはいいものではなかったかなと思って見させていただきました。それで、もしできれば、今後の予定のところで区報とホームページに掲載なさるといことですが、特にダイエット賞、薄着賞もそうですけれども、改善を重ねたところの業者はやはり評価をしてあげることが1つの励みにもなりますし、他の事業者にも影響を与えると思いますので、ぜひこの辺は工夫をして励みになるような、そういう広報にしていきたいということをお願いをしたいと思います。</p>
<p>会 長 清掃管理課長</p>	<p>今年は間に合わないんですか。時間的に。</p> <p>まだちょっとその辺のお知らせの余地がありますので、できるだけ今の趣旨を入れたような形で、改善をやられている方をお知らせするのをちょっと強化するというところでやりたいと思います。</p>

会 長	<p>できたら早めによろしくお願いいたします。</p>
〇委員	<p>では、ほかにございますか。</p>
清掃管理課長	<p>前に説明があったのかもしれないですけれども、この結果の中で賞が4つありますが、杉並おもちゃドクターズとか阿佐谷商店街振興組合、それからソースネクスト、これは具体的な団体とか事業者の名前が出ているんですけれども、(2)の薄着賞、(3)の厚着賞というのは、そういう行動自体に対して賞を与えられたのかどうか、あるいは普通我々の常識的にはほめてやる気を起こさせるというのが賞のやり方なので、こういう薄着賞、厚着賞というのは余りターゲットが絞られないような感じもしないことはないんですけれども、その辺についてはいかががお考えなのかと思ひまして、説明いただきたいと思ひます。</p>
〇委員	<p>これにつきましては、特に厚着賞のほうですが、若干社会的な課題として過剰包装を考えていただく、それを少しユーモアみたいなものを入れて考えていただくというような要素がございますが、若干場合によっては営業活動に影響を与えるみたいなどころもあるのかなということで、できるだけやわらかくやらなければいけないということで、例えば特定の会社とか特定の商品というのが難しいのではないかとということで、業界とかそういったところでやんわりとやるのがいいのではないかとというような趣旨から、ややあいまいという活動であったり、業界にしたりして対象がどこなのかなというのがあるんですが、そういった配慮もちょっとあるところがあって、若干そういったところが反映された形になってしまったのかなと思ひます。</p>
環境清掃部長	<p>ということは、環境にやさしいで賞も、ほかのダイエット賞も、特定の企業とか団体に出しているわけですから、同じような意味合いというのはあるんじゃないかと思ひますよね。ご説明になったようなことが。そうすると、ちょっとその辺が考え方があいまいになってるといふか、そういう感じを受けるんですけど。</p>
〇委員	<p>私のほうから。厚着賞の場合は、ここにありますように、今年は過大な段ボールを使った通信販売ということで、これはA社、B社ということよりも、ある1つのターゲットに絞るのが非常に難しいんですね。例えば3つ目の特別賞の木箱入りの贈答品、これも大体お歳暮、お中元の時期をねらってデパートに行つて見本を買ってくるんですが、A社もそうだけれどもB社もそうだという形があつて、1つに絞るのが非常に難しいケースが多うございます。</p>
〇委員	<p>そういったことがあつて、どうしても選考委員会の中でも、通信販売、昨年はパソコンのソフト業界と、やっぱり贈答品の関係、これは百貨店協会のほうへ私どものほうで伺いました。それからソフト業界にも伺いました。今年は通信販売のそういう業界のまとまった組織がございますので、そういったところへ話を持っていこうと思ひていまして、先ほど清掃管理課長が申し上げましたように、1つの製品となると、じゃ、これはどうなんだという、どうもそういう難しさがあるので、この辺はやむを得ず業界ということターゲットにしてやつたと。</p>
〇委員	<p>ほかのほうは、例えばダイエット賞にしても、最初のおもちゃドクターズ、これは1つの団体といひますか、ターゲットを絞つて、ここのこういう活動をやつているんだというのをはつきり比較しやすいといふか、わかりやすいもので、そういったもの</p>

<p>会 長 O委員</p>	<p>はすべての的を絞ってやりました。</p> <p>薄着賞もそういう形をとりたかったんですが、今回の場合、スーパーでのバラ売りということになっていますので、これはやっぱり1つのスーパーというよりも、いろんなところでやっているケースがありますので、これも今回の場合はスーパー業界ということでお願いをし、結果を報告していきたいと思っています。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>余りすっきりとはわかりませんが、苦しさというのはよくわかります。苦渋の選択といえますか。</p>
<p>会 長 N委員</p>	<p>ほかにございましたら。</p> <p>今のお話ですけど、私、環境省の審査委員のほうも今年はお受けしたんですが、薄着賞のところは、今、スーパーとかで野菜とかのバラ売りって、いろんなところで――最初、投票のときに特定のところが出ていたんですけど、どこのスーパーもわりあい導入しているというふうな形で、特定のところじゃなくてバラ売りという部分のほうを重く見て、こういう形になりましたし、次の各商品の詰め替えもいろんなメーカーから出ているので、受賞式にお出になった方は、インスタントコーヒー協会の方が代表でパッケージをお持ちになって受賞をお受けになったんですけど、洗剤も、いろんな日用品すべてにそういう詰め替え用というのがあるというふうな形で、1つの企業みたいな形ができなかったといういきさつがあります。厚着賞のところも、ファーストフードについてはマクドナルドとかいう話も、ここが一番大本でという話もあったんですけど、結果的にはそういう形で。</p> <p>そういう意味で、ほめていいですというところは、特定のところというのはすごくしやすかったんだと思うんですが、選定されて上がってきたものにも、これとピタッと企業だけ1つでというのがなかったというのものもあるし、ここに出ているものについては、一般的にいろんなものがそういうふうバラ売りをどのスーパーも導入したりしてやっているというところに重きを置いたし、詰め替えも同じような形でこういうふうにならざるを得なかったという感じがあります。</p>
<p>O委員</p>	<p>賞ですから、やっぱり選ぶということが必要だし、もしそのことについてうちもやっているよという異議が出た場合は、じゃ、来年、参加してくださいということでお話しになることも可能だと思うんですね。というのは、ある程度印象がはっきりしたほうが。ソースネクストについても、これもパソコンソフトで恐らく同じようなやり方をしているところは、探せばあると思うんですね。多分、そこの方は黙っていると思うんですね。ですから、やはり賞という以上、多少責められても、きちっと具体的な部分をお出しになったほうが、よりアピールするんじゃないかというような感じがします。</p>
<p>N委員</p>	<p>そうですね。そこのところはやっぱり審査の過程でも兼ね合っていくところというので、今回はこういう形に。去年は審議会のここで受賞の見本が出ていて。私、きょうは出ているのかなと思ったんですけど、出ていると、かなり具体的に見えて、よくわかってよかったかなと。ソースネクストのなんかは、ほかのメーカーはちょっとわかりませんが、昨年度のもの今出ているものが極端に違うというのがよくわ</p>

T委員	<p>かりましたので、そういうところもここで去年のように展示していただいたほうがよかったかなと思いました。</p> <p>以上です。</p> <p>質問ではなくて、お願いですけれども、今、部長さんのほうから各業界に改善依頼のようなものをしたいというふうにおっしゃってしまして、これは非常に効果的だと思うんですけれども、そういうお願いといいますか、申し出を杉並区として環境に取り組む姿勢を鮮明にする1つのいい機会でもあるし、業界に向けての啓蒙・啓発のチャンスでもあると思うんですね。これのやり方で、当然そういうことはお考えになっていると思うんですけれども、ぜひ杉並区の住民だけではなくて、広くこういう活動を知ってほしいということで、パブリシティにどういうふうにお流しになるかわかりませんが、この間、NHKのテレビに課長さんがごみのあれで顔を、ああ、この人知ってるなんて、家で言っておりましたけれども、やはり全都的に取り上げてもらえるような、そういう申し入れの仕方を演出して、ぜひ効果が上がるようにやっていただきたいと思います。</p>
会 長	<p>どうもいろいろご指摘ありがとうございました。回を重ねておりますけれど、いろいろ検討課題等も出ているようで、今後ともよろしく願いいたします。また、きょうご出席の各委員の皆さん方には、いろんな面でご協力とご支援をいただいているようですので、今後ともよろしく願いいたします。</p> <p>では、時間の都合もございますし、次に進めさせていただきます。</p> <p>5番目が「一定規模以上の開発事業等の報告（建築物の建設）について」でございます。6番目が、また対象物として関連してきますけれども、「一定規模以上の開発事業等の報告（駐車場の建設）について」、7番目が「一定規模以上の開発事業等の報告（緑化計画）について（3件）」となっておりますが、一部、(5)(6)と関係してまいります。この3件につきまして、それぞれ建築課長、環境課長、緑化担当課長、よろしく願いいたします。</p>
建築課長	<p>それでは、私のほうから「一定規模以上の開発事業等の報告」の中で、建築物の建設ということでございます。これにつきましては延べ面積が1万㎡以上につきましてご報告するということでございます。今回、1件でございます。</p> <p>表紙のところでございますが、まず今回の件名でございますが、「(仮称) 広町(第1期) 賃貸住宅建設工事」ということでございます。</p> <p>場所につきましては、和田二丁目5番でございます。</p> <p>地域地区につきましては、第一種中高層住居専用地域。建ぺい率が60%、容積率が200%、準防火地域、第二種高度地区でございます。</p> <p>敷地面積につきましては、6,640.48㎡でございます。</p> <p>用途につきましては、これは東京都の住宅供給公社の賃貸住宅ということで共同住宅でございます。</p> <p>構造・規模につきましては、鉄筋コンクリート造、地上10階建てでございます。</p> <p>建築面積につきましては、2,512.59㎡。</p> <p>延べ面積が1万4,475.21㎡でございます。</p>

高さにつきましては、29.65m。

駐車台数ですが、恐れ入りますが、これにつきましてはあとで訂正になってございまして、57台に訂正をいただきたいと思っております。59台と、ここでは表示されておりますが、57台でございます。

予定工期でございますが、平成17年10月5日から平成19年1月31日まででございます。

建築主については、記載のとおり東京都住宅供給公社でございます。

経過でございますが、これにつきましては平成17年3月10日に、これは杉並区のまちづくり条例の大規模な建築物の事前周知制度というものがございまして、紛争予防条例制度のさらに60日前までに区の制度で標識を設置するというものでございます。

それから60日においたあとで、今回は1万㎡を超えておりますので、東京都のほうの建築確認をするようになりますので、紛争予防条例も東京都の所管ということになりますので、それが5月11日に中高層の届出があったということで、それから30日おいたあとに諸手続が入ってきたということでございまして、その前に東京都の福祉のまちづくり条例の届出、これは区のほうで受けますが、8月4日に受けております。

それから東京都のほうに建築確認ということになりますが、計画通知区受付となっておりますが、申請者が公的のところということになりますので、これは一般の民間の住宅のような建築確認ということでございまして、計画通知という建築基準法の中の制度でございますが、いわゆる行政庁に通知をするという制度でございます。これは東京都に通知をしますが、区を経由をして東京都に申請がされるというものでございます。9月27日に、東京都の計画通知を受けたものに対して建築基準法の確認済証が交付をされてございます。

それでは、中の図面のほうをご説明をさせていただきます。

2枚目の図面でございます。左側のほうに概要等があります。右のほうに案内図ということで、なかなか不鮮明な図面でございますが、黒く塗ったところが和田二丁目の今回の当該地でございますが、すぐ南側のほうには川がありまして、中野区境のところでございます。それから当該地の左側のほう、東側のほうに普門館がございまして、そこに今既存である建物の建て替え計画ということで、第1期工事ということになってございます。中野区側にまた別に広町住宅というものがございまして、そちらが第2期工事というふうに聞いてございます。

それから概要のほうの左側のほうにございまして、ちょっとわかりづらいんですが、合計欄の右側のほうに280戸ということになってございます。

それから一番下から3段目ですが、駐車場につきましても59台ということになってございますが、あとで変更になりましたので、57台ということになってございます。それで括弧書きで21.07%というふうになってございますが、これは戸数に対する割合ということで、それも変更になっておりますので、20.4%というふうに訂正をいただきたいと思っております。それから機械式31台、これは変更はございませんが、平面式が28台というように記載がございまして、これは26台ということになってございます。

それでは、次の3番の図面を見ていただきたいと思っております。これは1階平面図とい

<p>環境課長</p>	<p>うことで、南側が下のほうですが、上のほうが北側ということで、南に建物があって、西、東にあるというような、中庭が中にあるというようなタイプの共同住宅でございます。</p> <p>4番も各階平面図になります。8階とか9階になります。</p> <p>次ですが、5番を見ていただきますと、これが全体的な上から俯瞰した状態ございまして、南側のほうが10階がありまして、東のほうに9階、8階、6階というような形で下がっていきます。それから西側のほうになりますと、9階、8階、7階というふうな形でセットバック。それからさらに北側に向かいまして、左側のほうから見ますと、7階、6階、5階、4階、3階というふうに、高さ制限の関係でございますが、北側に向かって下がっていくようなものになっています。それから右側のほうにつきましても、6階、5階、4階というような形で下がっておりまして、角のほうに集会室があるというものでございます。</p> <p>6番でございますが、立面図でございます。上のほうは南側から見た立面図でございます。一番高いところが10階建て、それぞれ両翼にいきまして1層分セットバックするような形になってございます。</p> <p>下のほうが西立面図ということで、これは西側から見た状態ですが、一番高いところが10階でございますが、だんだん北側に行くにしたがって3階建てになると。</p> <p>それから右側のほうですが、これは断面が書いてあるので、中庭から見た状況になりますが、南側の建物が断面がありまして、その建物を横から見た状態で、これも北に向かって最終的に4層になるというような、セットバックした形になってございます。</p> <p>次、7番の図面でございますが、これは断面図でございます。こういう形で高さ的にセットバックしていることで、北側についてはいろんな線が書いてございますが、これは斜線制限の中におさまるような形になっているというものでございます。</p> <p>私のほうからは以上でございます。</p> <p>続きまして、駐車場の建設についてご説明申し上げます。同じく「(仮称) 広町 (第1期) 賃貸住宅に係る指定作業場 (駐車場) の届出」でございます。これは環境確保条例に基づく指定作業場に該当するものでございます。</p> <p>収容台数については、ただいまご説明があったとおり57台ということでございまして、中型車が12台、小型車が45台というものでございます。</p> <p>特記事項といたしまして、排ガス対策のためのアイドリングストップを促す警告看板の設置をお願いしてございます。2段昇降機械式が31台、平置きが26台というものでございます。ちょっとここには図面をつけさせていただいてございせんけれども、申しわけないんですけども、このあとの緑化計画のほうに図面がございまして、そちらをごらんいただきたいと存じます。この広町住宅につきましてはコの字型で、北側があいているような形をとってございましてけれども、その真ん中のちょうど中心あたりに機械式駐車場がございまして、それから北側の入り口付近に平置きのもがあると、こういう形をとっているものでございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
-------------	---

<p>緑化担当課長</p>	<p>続きまして、緑化担当のほうから敷地面積が3千㎡を超える建築計画に伴う緑化計画の届出についてご報告いたします。今回は3件でございます。</p> <p>まず最初に「(仮称) 広町(第1期) 賃貸住宅建設工事」でございます。</p> <p>所在地は、杉並区和田二丁目5番。これは案内図がついておりますけれども、立正佼成会・普門館の東隣のところでございます。</p> <p>敷地面積が6,640.48㎡。これは先ほどの建築物建設計画に伴う説明と同様でございます。</p> <p>建築面積でございますが、2,676と書いておりますけれども、これは建築の報告のとおり2,512.59でございます。訂正をさせていただきます。</p> <p>これに基づきまして基準緑地面積を出しますと、既存の樹木等の保全等もございしますので、そういったものを勘案いたしまして209.17㎡でございます。</p> <p>これに対しまして、計画につきましては1,332.55㎡。</p> <p>接道部緑化でございますけれども、237.08mのところを290.50mとなっております。</p> <p>また、植栽本数でございますけれども、高木が10本のところを46本、中木が70本のところを1,370本、低木210本のところを3,243本というふうになってございます。</p> <p>それから特記のところをごらんいただきたいんですけども、前回の審議会の中でご指摘がございました緑化計画の緑化方針、これを示してほしいというようなこともございましたので、今回から特記のほうにその緑化の考え方を入れています。</p> <p>この広町住宅の計画につきましては、北側に立正佼成会の駐車場とか、西側に普門館、それから街路樹、南側には善福寺川の河川、東側には下水道局の施設、今、立坑をつくりまして下水道の工事をしている、そういった施設がございまして、これがこのあと公園化されるというようなこともございまして、そういう緑と一体的に結んでいく、そういった考え方で計画をされております。</p> <p>それから後ろのほうに緑化計画図がございまして、このような形で、周辺、それから緑化ができるところを緑化していくということでございます。それから、この現場には既存の桜が結構周りに立っておりまして、そういったものもできるだけ残すように計画をしていただきました。</p> <p>なお、ごみ集積場と集会場とがございまして、これにつきましては屋上のほうに緑化をしていただくように検討をお願いしているところでございます。</p> <p>広町住宅については、以上でございます。</p> <p>次に「パークハウス上北沢スクエアテラス新築工事」でございます。これも案内図がございまして、杉並総合高校の南側、これはもとの安田生命のグラウンドだったところでございます。</p> <p>所在地が下高井戸五丁目9番。</p> <p>敷地面積、5,615.47㎡。</p> <p>建築面積、2,090.15㎡。</p> <p>これに基づきまして基準緑地面積でございますけれども、1,318.18㎡の確保をお願いいたしました。</p> <p>これに対しまして計画が1,321.03㎡。これにつきましては壁面緑化が129.76㎡ござ</p>
---------------	---

	<p>いまして、これを含んだものでございます。</p> <p>接道部緑化につきましては、53.45mのところを55.33m。</p> <p>植栽樹木につきましては、高木66本のところを70本、中木440本のところを775本、低木1,319本のところを2,220本ということでございます。</p> <p>緑化方針につきましては、緑化計画図のほうをごらんいただきたいと思いますけれども、中庭をつくって周りに樹木を配置するというようなデザインになっておりまして、季節ごとの彩りと潤いに工夫された植栽計画、敷地内に季節の訪れを誘うシーズンコートという中庭を計画しましたというようなことございました。</p> <p>パークハウスにつきましては、以上でございます。</p> <p>最後でございますけれども、「都立杉並地区昼夜間定時制高等学校（仮称）（H17）改修工事」でございます。</p> <p>所在地は杉並区荻窪五丁目7番。荻窪高校のところでございます。</p> <p>敷地面積が8,795.78㎡。</p> <p>建築面積、3,137.85㎡。</p> <p>これに基づきまして基準緑地面積175.91㎡をお願いいたします。</p> <p>それに対して計画が894.29㎡でございます。</p> <p>接道部につきましては、206.72mのところを216.45m計画をしていただきました。</p> <p>植栽本数につきましても、高木64本、中木162本、低木977本、計画をしていただきました。</p> <p>これにつきましては、屋上緑化は特にございません。</p> <p>それから特記のところ、別紙添付というふうに書いておりますけれども、緑化計画コンセプトという資料があると思います。一応、敷地内緑化ということで、グラウンド、テニスコート、こういったものを必要な範囲で配置し、その隙間スペースを利用して緑化計画をしたということでございます。</p> <p>また、接道部につきましては、既存の塀とか擁壁、こういったものを撤去しまして、セットバックをさせながら新しい緑づくりをしたということでございます。</p> <p>一番最後のところに緑化計画図がございますけれども、このような形で計画をされております。これは樹種の説明が十分にされていないような図面でございますけれども、一応、南側の道路側の緑化につきましては、シラカシを30本、ヒメシャラを17本、エノキを2本、そういった中高木をこの道路側に配置しまして接道部緑化を図ったというようなところでございます。</p> <p>緑化計画につきましては、以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>では、ただいまご説明がございました3件につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願ひします。</p>
会 長	
B委員	<p>時間のないところを恐縮で、若干緑化とはかけ離れますけれども、雨水の流出抑制で、特に和田の広町については敷地内で降った雨が完全に処理できるようになっているのかどうか。区の要綱によると、新しく建て替える場合には可能な限り敷地内で貯留するとか、そういうことになっています。ただ、広町の場合には公共施設ですので、</p>

	<p>そのあたりがどうなっているのかお聞きしたいんです。特にすぐ善福寺川があって、水害の常習地でもあるということなものですから、ちょっと緑化とはかけ離れますけれども、もしわかっていたらお知らせいただきたいなど。</p> <p>それから雨水の再利用ということは多分やっていないだろうけれども、この和田二丁目についてはどうなのか。あと民間ですけれども、そのあたりの雨水の流出抑制についてはどうなっているのか、もしおわかりであればお答えいただきたいと思います。</p>
建築課長	<p>雨水流出抑制につきましては、建設課のほうですが、規模からいきますと、この建物につきましては対象になると思います。公共的な施設であったとしても対象になる。ただ、特に民間のほうについては今私どもではわかりません。</p>
会 長	<p>では、ほかにございましたら。</p>
T委員	<p>今まで何回もこういうものが出されてきて、そのときにはほとんど気がつかなくて、今、ちょっと見ながら気がついたところですがけれども、基準緑地面積というところで計算式がそれぞれ違っておりますよね。例えば広町のところは面積に対して基準地面積というのが、既にある木の面積を差し引いて209、それからパークハウスのほうは1,318㎡というふうになっていまして、もう一つの最後の定時制のほうも、面積は非常に広いにもかかわらず基準地面積が狭い。それぞれ掛ける数字もみんな異なっていて、多分これは非常に専門的なんだろうと思うんですけれども、単純に敷地面積と建築面積、それから基準地面積というものの関連がちょっとよくわからないものですから、もしおわかりになりましたら、簡単に教えていただけますでしょうか。</p>
緑化担当課長	<p>この基準緑地面積の出し方でございますけれども、一応条例に基づきまして緑化基準を設けております。その中で植えていただきます緑地面積の出し方、これは計算式がございまして、例えば広町のほうをごらんいただきたいんですが、敷地面積掛ける(1-0.7)とございます。この0.7というのは建ぺい率でございます。それから掛けることの0.35というのは、基準の中で設けました規模によって緑地率を出してございまして、そういった数字でございます。それから697.25という、これは基本的に植えてくださいとお願いする面積でございます。</p> <p>一方、既存樹木がある場合、できるだけ既存樹木は残していただきたいという、そういった思いから既存樹木をそのまま残していただく場合は、特典みたいな計算方式がございまして、例えば残される緑地面積をこの基準緑地面積から差し引いて、不足分を新しく植栽してくださいというような、そういった考え方の計算式でございます。</p> <p>もう一つ、次のパークハウスをごらんいただきたいんですが、これも同じでございまして、敷地面積掛けることの1-0.4、この0.4というのがその地域の建ぺい率でございます。掛けることの0.4というのは、規模に応じて、例えば200㎡から500㎡は幾つと、そういったような規模によって定められている緑化率でございます。</p>
T委員	<p>ありがとうございました。</p>
会 長	<p>ほかにございましたら。ございませんようでしたら、ありがとうございました。</p>
緑化担当課長	<p>次に進めさせていただきます。8番目の「『みどりの条例』の改正に向けた区民等の意見提出手続の実施について」。緑化担当課長、お願いします。</p> <p>それでは、引き続き緑化担当のほうから、「『みどりの条例』の改正に向けた区民</p>

	<p>等の意見提出手続の実施について」、ご報告いたします。</p> <p>これは前回9月の審議会で、みどりの施策の充実とみどりの条例の改正方針についてということでご報告いたしました。そのとき、考え方を、現行の条例と今後新しく考えていきたい条例の一覧表をごらんいただきながら説明させていただきましたけれども、今回の意見提出手続ではそれを文書にいたしまして公表し、皆様方からのご意見を求めたというようなことでございます。</p> <p>実施期間でございますけれども、10月11日から10月31日までということで、区切っておりますので、一応手続上は終わっているというようなことではございます。区民意見提出に当たっての広報の方法ですけれども、広報すぎなみ、それから区のホームページ、区政資料室、区民事務所等の閲覧場所におきまして、この条例改正の考え方を広報したということでございます。</p> <p>それで委員の方々に送らせていただいた資料につけておりましたけれども、「『みどりの条例』の改正に向けて」という資料、これそのものが公表したものでございまして、これをごらんいただきながら区民の皆様からご意見をいただくというようなことで進めております。</p> <p>それで一応締切りはしましたけれども、現段階で16名の方からご意見をいただきました。また、お1人が2件、3件と、複数にわたってご意見をいただいておりますので、件数につきましては今まとめ中というところでございます。できましたら、委員の方々からもご意見をいただきたいということで、意見書の様式をつけてお送りしておりますので、もしお書きであれば本日いただければと思っておりますし、またご意見とかがございましたら、ここで承りたいと思っております。よろしく願いいたします。</p> <p>ただいまのご説明に関しまして、ご質問、ご意見がございましたら、お願いします。また、ただいまご紹介がありましたように、後ほどでもこの用紙に記入して書いていただいてもということですので、あわせてお願いいたします。</p> <p>委員のご意見をということで、私はちょっと勉強不足なので、いろいろ現在の条例を読み始めましたら、ちょっとわからないことがたくさんありまして、この席をかりてお聞きしたいと思います。</p> <p>昭和48年制定ですから、32年前ですね。非常に長い間、この条例がずっと生きていたということでございますけれども、昭和50年3月、それから53年7月、61年3月、平成12年9月と、4回にわたって改正が行われております。これの中で今回の改正というのはどの程度の重みがある改正なのか。いわゆる大改正といいますか、根本的に改正するのか、あるいは枝葉末節を改正していくのか、その辺のウエートが、全体感といいますか、それが見えないんですね。したがって、ちょっとなかなか意見をまとめることも難しかったということですけど、最初に48年に制定されてから4回の改正に比べて今回の改正はどのような意味があるのか、ちょっとその辺をお聞きしたいということと、ちょっと私も勉強不足かもしれないですけども、今の条例が第2章というのが第9条1項1条だけなんですけれども、これが削除になっている。これは一体どういう条文だったのか、その辺のこともお聞きしたいと。</p>
会長	
○委員	

<p>緑化担当課長</p>	<p>まとめますと、4回の改正に比べて今回の改正はどう違うのか、もう一つは第2章削除はどういったものが削除されたのか、この2つについて教えていただきたいと思います。</p> <p>委員ご指摘のように、32年前に制定されまして、4回の改正をしております。これは非常に少ないものでして、内容的にはたとえば名称の変更とかいうような内容でございまして、実際上は施行規則を十数回改正しながら、できるだけそのときに合ったいい条例というようなことで直してまいりました。そういった意味では4回の改正というのは非常に少ないということで、今回の見直しにつきましては一応全面的に見直すと、そういったような考え方で取り組んでいるところでございます。</p> <p>それで改正の内容、4回ですけれども、1つが先ほど2つ目にお尋ねのあった2章の削除、これを改正しました。内容的にはこの2章のところで区民協力というような内容で、緑化推進委員会という、いわゆるみどりの審議会がございました。これがたしか52年か3年だったと思うんですけれども、公害行政のほうの審議会と統合するというようなことになりましたので、この2章を削除したということです。公害行政のほうの審議会と一緒にしまして、そのあとぐらいたったと思いますけれども、それが環境審議会になり、この環境審議会が現在の環境清掃審議会に発展してきたというようなことでございます。</p> <p>それからほかの改正ですけれども、例えばみどりの定義というのがございまして、みどりとは樹木、樹林、草地というような規定がございました。それに生け垣というものを追加した、そういった改正があります。</p> <p>あとは例えば緑化協定という制度がございましたけれども、それが法律の改正に基づきまして、たしか緑地協定というふうになった、そのときの改正だったと思うんです。</p> <p>もう一つは、私の記憶では公共施設の緑化のところで「出張所」という言葉がございまして、それがなくなったことで改正をするというような形をとりました。</p> <p>そういった意味では、余り根本的な内容の改正はしてこなかったということでございまして、先ほど言いましたように、今回は全面的な見直しというような考え方で取り組んでいるところでございます。</p>
<p>○委員</p>	<p>わかりました。どうもありがとうございます。後ほど、私の意見を文章に書くのは大変なので、口頭で申し上げたいと思いますので、ほかの委員の方のご意見をお願いしたいと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>ほかにもございますか。よろしゅうございますか。</p> <p>では、私もまた書いてお渡ししますけれども、広報を見た感じだとわかりやすいんですけど、一番抜けているのが都市計画との接点というのが書かれていない感じなんです。1つは皆様方にお諮りして、みどりの基本計画の改定ということで、全区が緑化重点地区になったわけです。それをどういうふうにも効率よく今度の条例改正で使うのかというのが見えないんです。例えば緑化施設整備計画認定制度という国交省が進めているものがあるわけですが、それについてどこでというのが今回の概要だとわかりにくいということです。</p>

<p>緑化担当課長</p>	<p>それからもう1点は、都市緑地法、いわゆる景観みどり3法の制度改正、あるいは拡充ですが、それに伴って都市緑地法というのができましたよね。その関連で緑化地域制度、例えば都道府県が一般的には1,000㎡以上の対象物についてというのが市町村で条例をつくれれば300㎡以上でオーケーだというふうに明記されるわけですが、それについてまた読みにくいということです。</p> <p>2点目は特別緑地保全地区制度。10ha以上が都道府県でそれ未満は市町村ということですが、それについても書いておかないとまずいわけですね。一応その2点ですね。</p> <p>それから地区計画についての条例が杉並区にはあると思うんですが、それとの関係で改正を行う必要があるということです。地区計画と緑地保全条例というふうに都市緑地法で書いてございますけど、例えばよくF委員が屋敷林の保全というようなことを言われていますが、そういったものを実行していく上でその地区計画というものも有効的に働くわけで、これは都市計画とのリンクで緑地保全を考えた場合、どうしても必要だなと思いますし、今後その辺の検討をしていただきたいと思います。</p> <p>今、会長のほうから都市計画制度との連携につきましてご意見がございました。確かに実効性を高めていくためには、こういった都市計画制度との連携が非常に有効であるということは認識しております。</p> <p>それで先ほど具体的にお話が出ました緑化重点地区につきましては、みどりの基本計画の改定の中で杉並区全域を緑化重点地区に指定したというようなことがございまして、これは会長がおっしゃるように、例えば緑化施設整備計画認定制度を区全域で公平にできるように、そういったことも考えてやったものでございまして、こういった緑化施設整備計画認定制度につきましても、都市緑地法に規定されているものでございますので、こういったものが活用できるように、できるだけ条例のほうに盛り込んでいくようなことは考えていきたいと考えております。</p> <p>それから緑化地域の制度につきましては、いわゆる建築計画をした場合、緑化計画を出していただくというようなことを今条例の中で規定してはございますけれども、これを法的にきちっと担保するというか、法的に一定基準以上の建築計画については緑化計画を出さないと建築確認が下りないとか、あるいは建築の工事の検査証が下りないとか、そういった非常に効果的なものでもございますけれども、その分、縛りもかなりあるわけでございますので、この辺は慎重にやっていきたいというようなことは考えております。ただ、みどりの基本計画の中には、こういった緑化地域の制度のことも想定しながら緑化指導を進めていくような、そういったようなことは少し触れてはおります。これは本当に今後の大きな課題かなと考えております。</p>
<p>会 長</p>	<p>それから最後にご意見をいただきました地区計画制度との連携でございまして、確かにこれも都市緑地法に規定された新しい制度でございまして、こういったことも考えながら条例の見直しをし、よりよいものにしていければと考えているところでございます。</p> <p>せっかくの改正ですから、新しい景観みどり3法が制定されて、みどりの条例というのはこういうふうに変ったんだという、そういうモデルをぜひつくっていただきたいなと思います。本当のいいチャンスだと思いますし、よろしく願います。</p>

V委員	<p>非常に単純な興味から聞くんですけども、16名からいわゆるパブコメが出たそうで、件数、中身については現在集約中だというお話だそうです。その中で、私も素人が聞いて、ああ、これはおもしろいな、これは画期的だなとか、これはユニークな意見だなというようなものが何かあったらお知らせください。</p>
緑化担当課長	<p>ざっと読んだところの感想ですけども、皆さんそれぞれ本当にユニークなというか、多様なご意見をいただきまして、確かにそのとおりでなと思うようなご意見が結構多いところでございます。ただ、そのユニークさというのが、ちょっと私もよくあれですけども、なかなか皆さんきちっとしたご意見をお持ちで、そういったことを寄せられてきております。</p>
会 長	<p>じゃ、またの機会にお願いいたします。</p> <p>では、先に進めさせていただきます。みどりの条例の改正というのは、またご意見等あわせていただければと思います。</p>
清掃管理課長	<p>9番目の「平成17年度杉並区個別外部監査報告書『ごみ収集事業』について」。10番目は生活経済課長、せっかく来ていただきましたので、「レジ袋削減運動について」、あわせてご説明お願いいたします。</p> <p>それでは、まず「平成17年度杉並区個別外部監査報告書『ごみ収集事業』について」、報告いたします。</p> <p>まず、経緯ですが、資料に記載のとおり、杉並区では平成14年度から外部評価と関係づけた個別外部監査を実施してございます。毎年度、適した事業を選択してございます。今年度はごみ収集事業が対象になったということでございます。</p> <p>そのいきさつですが、平成17年度は外部評価委員会から推薦のあった3事業、ごみ収集事業を含む3事業から区内部の選定委員会が選定したものでございますけれども、その理由は平成18年度から清掃事業完全区移管が予定されてございまして、また行政コストが清掃事業では約80億円と非常に多額であるというような理由から、効率的な事業運営の検証が必要としたものでございます。</p> <p>監査期間につきましては、2に記載のあるとおり、7月、8月、9月の3カ月間でございました。</p> <p>報告内容は、4に記載のとおり、ごみ収集事業の外部委託化など7項目に及んでおります。</p> <p>5の今後の進め方でございますが、この監査報告を受けて区の行政本部内に対応部会を設置し、指摘事項を踏まえた検討課題を整理してまいりまして、平成18年度以降の清掃事業の運営方式を検討するものでございます。年度末の3月までに中間報告、6月には最終報告をまとめる予定でございます。</p> <p>概要版で、2、3点、時間の関係もございまして、簡単に触れさせていただきましたと、まず1ページから2ページにかけて監査の結果ということで、ごみ収集事業の運営方式の違いによる効率性・経済性分析というところがございます。その中で1としてごみ収集事業の行政評価の検証ということで、その中では資源化施設のできるだけ早い確保が必要であるというようなことが述べられてございます。</p> <p>2といたしましては、資源回収事業と集団回収支援ではこれを強化すべきであると</p>

生活経済課長	<p>いうふうに述べてございます。</p> <p>3のごみ収集事業の行政コスト、経年比較分析のところでございますが、ここだけちょっと触れさせていただきます。主な経費である一部事務組合負担金、雇上費用は現状では杉並区のごみ削減努力が必ずしも経費削減に結びつかない仕組みになっていると。行政コストの削減という観点から見た場合、まず杉並区単独で管理可能な費目、かつ、経済的効果が期待できる人件費の管理をいかに進めるかが重要な課題になる。そのためには業務委託化の具体的な検討が欠かせないと考えられているというようなことで、効率化の指摘をさせていただきます。</p> <p>これにつきましては、第三者の専門家が清掃事業にメスを入れたという点では大変意味が大きいものがございますけれども、何分、3カ月間という短期間で清掃全分野を分析してございますので、若干時間不足の指摘もあるのではないかとというふうに見てございますけれども、この指摘を重く受けとめて、今後これに対する考え方を区から示していくというようなことになろうかと思えます。</p> <p>私のほうからは以上でございます。</p> <p>私のほうからはレジ袋削減運動で、特に諸外国におけますレジ袋の対策における海外視察調査についての簡単なご報告をいたします。資料は席上配付のものでございます。</p> <p>訪問目的につきましては、ただいま申し上げたように、今後のレジ袋削減運動の方針に資するために、海外の先進事例について直接視察を調査したものでございます。</p> <p>訪問国と地域は欧州とアジア、2方面。アイルランド・ドイツ・台湾・韓国を行っております。</p> <p>訪問の行程概要につきましては、3番の標記のとおりでございます。一覧表が載っておりますので、ご参照ください。</p> <p>2ページのほうで4番でございますけれども、調査の実施と行きました人数、内訳につきましては、1方面当たり、学識経験者及び杉並区のレジ袋削減推進協議会理事から4名、区議会5名、職員2名。1方面11名、2方面合計で22名で実施を行っております。</p> <p>この報告会につきましては、9月28日に関係者向けの報告会、また先ほどもご報告がございました一般区民向けに環境博覧会の会場で行いまして、2日間にわたりまして展示、また16日にはレジ袋の削減シンポジウムを行っております。また、今月の6日まで、展示につきましてはあんさんぶる荻窪でも同パネルの展示を全国の10都市ほどの共同キャンペーンの一環として行ってございました。</p> <p>報告書につきましては、現在、原稿はほぼ完成しておりまして、最終校正の段階で、それぞれの訪問に行った団員の方に最終校正を確認していただいて、終わり次第印刷に回すという予定でございまして、また印刷製本次第、関係者の方に配付、また区の公式ホームページ等で現在レジ袋の各種資料をアップしてございますけれども、これで公開予定でございます。また、資料、報告等につきましては、環境省及び経済産業省の担当者にも、意見交換を含めまして、今月の初めには既に資料と意見交換を行っております。</p>
--------	--

	<p>調査国概要につきましては、2枚、4ページございますけれども、例えば韓国では既に33㎡以上の店舗については有料化を行っておりまして、1枚約5円程度、6割のレジ袋が削減。次ページでございますが、台湾もほぼ同じでございますが、レジ袋、これも有料化ということで、やはり7割近くが削減をしているという様子でございます。アジアについては2方面でございます。</p> <p>アイルランドにつきましては、これは税という仕組みで、1枚で約20円で行っておりまして、当初はかなりいろいろな抵抗もあったということも聞いておりますが、96%激減をしているということでございます。</p> <p>最後のドイツのレジ袋事情ということは、ドイツはもともとご存じのように比較的環境先進国ということで、レジ袋のためだけの施策ではございませんが、もう以前から有料は当然ということで、おおむね20円程度で通常販売されているというような形、特にデポジット制度など、ごみの全体的な仕組みをこちらのほうでも視察を行ってございます。</p>
会 長	<p>私からは以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
V委員	<p>では、ご質問、ご意見ございましたら、お願いします。</p> <p>まず最初に外部監査報告書の2ページの3で、先ほど課長さんのほうから説明があった、ごみ収集事業の行政コスト、経年比較分析のところの用語ですが、「雇上費用」というのは？ 下のほうを見ると、「雇上会社との契約形態を」という、「雇上会社」という文言も出てきますけれども、これは一般の我々が読んでも「雇上」なんて言葉を生まれてこの方使ったことがないもので、全然意味がわからないので、ちょっとご説明をお願いしたいというのが1つ。</p> <p>もう1点は、一部事務組合負担金というのは、これは私が聞いているところによると、区の人口の頭割りを出しているそうですね。それで理解が正しいのか。その2点をお聞きしたいと思います。</p>
清掃管理課長	<p>まず、雇上というあれですが、ご指摘のように、かなり特殊な使い方、読み方もちょっと特殊な感じがします。ただ、区のごみ収集の主に配車を受け持ってもらっている会社、これをずっと「雇上会社」というような言い方で言いならわしております。ちょっと業界用語みたいになっていて、大変恐縮ですが、その車を雇い上げてごみ収集に利用しているということでございます。</p> <p>それからもう一つ、一部事務組合の負担金のお話でございますが、これにつきましては、今ご指摘のあったとおり、今現在は各区の人口割りで負担金を出してございます。これを来年度以降、早急にごみ量割りにしようとする。つまり、ごみを減らしたところは負担金が少なくて済むというような、ごみの減量努力が経済的効果としてあらわれるような形にしようということで、もうそういう方向は決まっております。</p>
会 長 O委員	<p>ほかにございましたら。</p> <p>外部監査というのは、私も余り勉強していないのでよくわからないんですけども、この監査をやられました杉並区個別外部監査人、田之倉敦司さん、これだけの調査を3カ月という短期間でおやりになるわけですけど、一体どういう方がおやりになっ</p>

<p>清掃管理課長</p>	<p>たかということですね。こういう専門の方がおられるのかどうか、その辺をちょっと知りたいんですね。</p> <p>例えば法人の会計監査なんかの場合には、公認会計士からなる監査法人というのが会計監査をやるわけですけれども、こういうごみ収集事業なんていう非常に特殊な分野にある程度の監査ができるというのは、かなりのバックグラウンドといえますか、そういうものがないとできないんじゃないかと思うんですけど、差しつかえない範囲で結構ですけど、外部監査人という方はどういう方から選ばれているのかということをちょっと教えていただきたいんです。</p> <p>外部監査制度はまだこの制度ができて4、5年ぐらいか、そのぐらいのまだ新しい制度でございます、各自治体が……。中にも、もちろん監査委員というのがおるわけでございますが、外からまた別な角度から見るというのができたわけでございますが、この外部監査人はいろいろ資格がありますけれども、公認会計士とか弁護士とか、経験を有する人とかがなれるということになっていまして、この方は公認会計士でございます。会計士は結構会社が今整理統合されて、だんだん大きくなっていきますが、その会社から個人として出てきてやられるケースが多いですが、このケースの場合ももともとはそういった大きなところで所属していたようでございますけれども、独立してやられている方がやられてございます。多分、公認会計士さんもまだ経験の浅い分野ではないかと思っておりますが、この方は八王子でもごみ収集事業の外部監査をやった経験がおありの方でございます。</p>
<p>O委員 V委員</p>	<p>わかりました。</p> <p>今度はレジ袋の件についてですけれども、今年の夏に視察に行かれたというご報告を今受けまして、よくわかりました。今、容り法の改正で、ちょうど中間取りまとめが出て、パブコメを受けて、それで最終段階に入っているところだと思うんですね。中央環境審議会でも産業構造審議会のほうでも、それから府中市のほうでも入っていると思うんですけども、いずれのところの中間取りまとめを見ましても、まずごみの有料化、家庭ごみの有料化とともにレジ袋の有料化というのが必ず出ていますね。ですから、国のそういう方針と、あれはどう決着がつくか。業者側と市民側とのせめぎ合いとか、いろいろありますから、どう決着がつくか。日本で中間取りまとめに書かれたとおり、あれはその名のとおり中間取りまとめにすぎないのであって、最終決着じゃないので、日本においてレジ袋が有料化になるかどうかわかりませんが、</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>それと私が聞きたいのは、一括して出されている家庭ごみの有料化については、お調べになった4カ国、これはどうなっているか、ちょっとその点、わかればお知らせください。アイルランド・ドイツ・台湾・韓国では一般家庭ごみの有料化は実施されているかどうか。</p>
<p>生活経済課長</p>	<p>ちょっとアジア方面は私はわからないんですが、ヨーロッパ方面は私は同行させていただいたんですが、アイルランド、ドイツ、両方とも家庭ごみは有料化されてございます。それぞれ両国とも各自治体が有料化ということで、ごみの有料徴収をしているというような状況でございます。</p> <p>アジア方面につきましても、実際にセブンイレブンでごみの有料袋を買うというこ</p>

<p>会 長 K委員</p>	<p>とで、それも買ってまいりまして、言ってみれば袋方式の有料化という形で、ソウルと台北はそういう形での実施をしておりました。</p> <p>ほかにございましたら。</p> <p>簡単に2点だけ質問と意見を述べさせていただきます。</p> <p>1つは今回のこの調査というのが、いわゆる経済性、効率性、有効性という観点からなされたということですが、これに対して事前に区のほうと相談があったのかどうか、こういう観点についてありますよという接点の問題。</p> <p>といいますのは、私に言わせればもう少し区民というか消費者というか、そういう者の声の反映が必要じゃないか。例えば過去2年なり3年なりにわたって区に対して寄せられた意見の問題であるとか、それから区とかその他の団体がやってきたごみ収集に関するアンケート調査の問題とか、仮にもしそんなものをしていないとしたら、その背景がどうなのか。</p> <p>それから今回私も初めて「個別外部監査」という言葉を知ったわけですが、こういうことをやるのであれば区民としての意見を求めたいと、こういうようなもっと幅広い意見の聴取り調査というのがあったんじゃないか。それが1点目です。</p> <p>それからもう1点。大体100ページの本をざっと全部読みましたけれども、その中でどうしても納得いかない点を1点だけ申し上げます。9ページのところをちょっとごらんいただきたいと思いますが、その中で数値目標というのがございます。本冊の9ページです。数値目標として平成13年度が総排出量18万9,487 tということで、10年後、24年度には17万269 tと。現状の10%減と、こういう数字になっているわけです。それで私が思ったのは、2番と3番、いわゆる現状の40%減なり現状の10%減を足してみても、現状の10%減というのは数字が合わないなど、こう思ったわけです。</p> <p>それで実際に今までいただいたいろんな資料をちょっとチェックしてみたところ、平成13年度の18万9,000 tの内訳は資源回収と家庭ごみと事業系のごみ、これはぴったり数字が合っております。その項目に基づきまして平成24年度の数字を引きますと、10%減ということが当たらんわけですよ。実際には15万6,000 tぐらいになるはずなんです。17万 t云々というのは、この数字がどこから来たのか。これはこの間いただいたごみの半減計画からも内容をチェックしているわけですが、そういう問題がございます。それについてのお答えをお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>まず、1点目の外部監査を行うに当たって区民の意見の反映という点でございますけれども、これについては監査の性格上、私ども、ごみ収集部門とは別の組織というか、別の角度からやるということで、私どもが直接こういった調査をしてほしいということは言っていないわけです。むしろ、調査を受ける側になりますので。その中では何社か候補があって、最終的にここのところを選ぶに当たってはこういった点を着眼点にして監査を行いたいというようなことが調整して行われているようです。</p> <p>もともと、区の行政評価に基づいて行っておりまして、そういった行政評価の中には長年区民の意見等を組み入れて評価しているわけでございます。そういったものに基づいて監査を行っているということで、間接的には区民の意見がこれまでの中に</p>

<p>会長 T委員</p>	<p>入っている――直接的には区民から意見をいただいてやっているということではないと思いますけれども、間接的に入ってきているというような考え方もとれるかなと思います。</p> <p>それから9ページの数値目標でございますが、これにつきましては外部監査の中で新たに出した数字というよりは、この環境清掃審議会の前身である清掃審議会で作ってまいりました一般廃棄物処理基本計画の中の数値を、ここに表として整理して載せたものでございまして、私もちょっと今指摘されてあれなんですけど、大体合っているとは思っているんですが、もう一回確認して、もしよろしければK委員のほうに説明させていただければと思います。ちょっと確認の時間をいただければと思います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>たびたび、すみません。今回、初めてごみの外部監査がなされたということですね。結構膨大なもので、私も読ませていただきましたけれども、今まで普通の区民では知り得なかったようなことがたくさん明らかになってきていて、非常にびっくりしたところもたくさんございます。杉並区民の税金をこういうふうに使われているというふうなことでびっくりしたというか、雇上関係の業者が指名競争入札ではなくてほとんどが随契であるとか、あるいは経費もほとんど見積りの90何%というふうなことであるとか、仕組みと税の使われ方がこれで大変明らかになってきて、どういうところをどう対応すればいいかというのも明らかになるので、外部監査というのは非常にそういう意味では有効な仕組みなんだなというのを、これだけちょっと読んで、感想ですけど感じました。</p> <p>今後の進め方のところで、これから庁内に検討推進本部の中で部会を設置なさって検討されるということで、中間報告、最終報告ということになるようですけども、実際には来年の4月に完全移管になるわけですね。ですから、そういう意味では非常に遅いなというふうな感じがいたしますけれども、この最終報告が出たあと、具体的にどういう日程で、どういう仕組みで取り組まれていくのか。</p> <p>ごみ減量ですとかレジ袋ですとか有料化ということは、今までのお金の使われ方との関連で、やはり取り組み姿勢というのと、区民への説明、説得性というのが非常に大きい意味を持ってくると思うんですね。むだにお金が使われていない、それから我々の努力がやはり経費とか効率化で報われるということがなければ区民の納得がいかないというふうに思いますので、その辺について、これからのこと、おわかりになれば教えていただきたいと思います。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>6月を目途に最終報告をまとめていくということで、内部でも検討会が発足したわけでございますけれども、ただ、この外部監査の報告書の指摘の中では、わりあい簡単にできそうなのか、全体から言えば小さめのことから非常に大きなことまで、いろいろ指摘がされておりまして、この最終報告が出るのを待たずに、やれることは18年度からやるというようなことはやっていこうというふうに考えておりますが、全体的には清掃事業運営の大きな仕組み全体のことを言うておりますので、それらを大きな方針として考えていかなければいけないと。</p> <p>こういう外部監査は23区の中でまだこの区も入れてございませんので、杉並区が</p>

	<p>最初にやったというようなことですが、先ほど言いましたように、3カ月の期間でやられていますので、今、ご指摘のなぜ随意契約であるかと、そういった点、若干この報告書の中で私は誤解があるような気がしてございます。十分そのところは理解していただいていたかなというふうに思っております。</p> <p>この随意契約、23区域一体で随意契約をやっておりますが、清掃事業については自治法の課題もございますけれども、廃棄物処理法という法の規定のーちょっと専門的用語で言うと公法上の契約と私法上の契約というのがあるんですが、工事契約とか物品を買う契約みたいなのは私法上の契約、それからどうしてもだれもが捨てて省みないごみを迅速に処理する責任が行政にはございまして、そういった責任を全うするという中で効率性を考えていくというような公法上の契約という責任がございまして、そういう中で各区とも随意契約を選んでいるわけでございます。そういった経過もございまして、そういった中で少しでも効率のいいものやっつけていこうということで努力していくということでございます。</p>
副会長	<p>時間がないんですが、実は私、これが（資料を示して）送られてきてなかったみたいなので。ごみの経済分析が一番専門なものですから、きちんと検討させていただいて、また意見を言いたいと思うんですが。</p>
会 長	<p>それからレジ袋に関しては、前回話しましたけれども、今年8月に韓国に調査に行っただんですが、レジ袋だけじゃなくて、全体的に2つのポイントなんですね。製造者責任ということと有料化、これを両方ともドイツでも韓国でもやっているわけですね。その辺が日本との違いなので、特に杉並区に関しては早くレジ袋の有料化を実行していただきたいということと、製造者責任を容り法の改正の中ではっきり自治体として今回の改正に提案していく必要があると思います。</p>
環 境 課 長	<p>どうもご熱心にご討議いただきまして、ありがとうございます。まだまだおありかと思いますが、今後の進め方について先ほど横山課長のほうからもご説明がありましたし、大体のスケジュールは納得されていると思います。</p>
環 境 課 長	<p>第8回の会議記録の中で訂正がございまして。冒頭にK委員からご指摘のいただきました26ページでございます。上から8行目の数字でございますけれども、1,555.27㎡ということで、5が1つ抜けていますので、訂正をよろしく願い申し上げます。</p>
会 長	<p>わかりました。よろしく願います。</p> <p>きょうのところはこれで閉会にさせていただきたいと思いますが、次回の日程を調整したいと思います。来年の1月23日月曜日の午後、あるいは24日の火曜日の午前、その両日の間で調整を図りたいと思います。</p>
会 長	<p style="text-align: center;">（ 日 程 調 整 ）</p> <p>では、N委員には恐縮でございますけれども、24日、火曜日の10時からということにさせていただきたいと思います。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>では、事務局、ほかにはございますか。</p>
環 境 課 長 会 長	<p>特にございません。</p> <p>では、これもちまして第9回の審議会を閉会にさせていただきます。</p>

	<p>ありがとうございました。</p>
--	---------------------

(終 了)